県内の耐震関連補助制度一覧 1 耐震診断補助

県内には次のような補助制度があります。 詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。 戸建て住宅

分譲マンション

沿道建築物

長屋又は共同住宅

特定建築物

その他建築物

					制度の「	令和5年4月現在 内容
No	市町村名	担当部署	対象建築物	補助率	補助限度額	備考
			戸建て住宅	4/5	上限9.6万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			, E CL -	予備診断 2/3	上限17万円/管理組合又は3.4万円/棟	2階建て以下の木造住宅
				J. MH ID M.I. E./ O	上限400万円又は耐震診断に要する費用 (以下ア〜ウの合計)の2/3のいずれか低額	昭和56年5月31日以前に善てされたもの
1	千葉市	建築指導課 043-245-5836	分譲マンション	本診断 2/3		地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
					イ(延べ面積1,000㎡超2,000㎡以内)1,570円 ×延べ面積	
				2 (2	ウ(延べ面積2,000㎡超)1,050円×延べ面積	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			沿道建築物	2/3		倒壊した場合に道路を閉塞する恐れがある建築物
2	銚子市	都市整備課 0479-21-3511	戸建て住宅	1/2	上限5万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
	市川市	建築指導課 047-712-6337	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
			分譲マンション	予備診断 2/3	上限3.4万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。
3				本診断 2/3	上限100万円/棟	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
			沿道建築物	予備診断 2/3 本診断 2/3	上限3万4千円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 倒壊した場合に道路を閉塞する恐れがある建築物
			戸建て住宅	2/3	上限6万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの
	船橋市	建築指導課 047-436-2632		予備診断 2/3	上限3.4万円/棟	2階建て以下の木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
4			分譲マンション	本診断 2/3	上限4万円/戸又は上限180万円のいずれか 低い額	地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
				予備診断 2/3	上限3.4万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			沿道建築物	本診断 2/3	上限200万円/棟	倒壊した場合に道路を閉塞する恐れがある建築物
5	木更津市	建築指導課 0438-23-8596	戸建て住宅	80/100	定額8.0万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
			戸建て住宅	2/3	上限5万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
6	松豆士	建築指導課 建築指導課				2 旧姓 し以下の不足は七
0	松戸市	047-366-7368	分譲マンション	予備診断 2/3 		昭和56年5月31日以前に着工されたもの 地上階数が3以上であり、延べ面積が1,000㎡以上であること。
				本診断 2/3	上限100万円/棟	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
7	野田市	都市計画課 04-7199-7603	戸建て住宅	10/10	上限8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
8	茂原市	建築課	戸建て住宅	10/10	上限12万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
•	戊原甲	0475-20-1588	户建飞住七	10/10	上限12万円/ 戸	2階建て以下の木造住宅
9	成田市	建築住宅課 0476-20-1564	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	非木造住宅においては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			分譲マンション	予備診断 2/3	上限10万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 地上階数が3以上であるもの
	佐倉市	建築指導課 043-484-6169	戸建て住宅	2/3	上限7.5万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
10			分譲マンション	- W-54 line - 12	上限4万円/戸	昭和56年6月1日~平成12年5月31日に着工された木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
				予備診断 2/3	上限3.4万円/棟 上限4万円/戸又は上限100万円/棟のいずれ	地上階数が3以上であるもの 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
		都市整備課		本診断 2/3	か低い額	1管理組合につき1棟のみ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
11	東金市	0475-50-1150	戸建て住宅	2/3	上限4万円/戸	2階建て以下の木造住宅
12	旭市	都市整備課 0479-62-5895	戸建て住宅	1/2	上限4万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
13	習志野市	建築指導課 047-452-9221	戸建て住宅	本診断 2/3	上限8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
		047-453-9231				
	柏市	建築指導課 04-7167-1145	戸建て住宅	2/3	上限6万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
14			/*****	予備診断 2/3	上限3.4万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			分譲マンション	本診断 2/3	上限100万円/棟	地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
15	勝浦市	都市建設課 0470-73-6627	戸建て住宅	10/10	上限15万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
	市原市	建築指導課 0436-23-9091	戸建て住宅	6.5/7	6.5万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
			分譲マンション	·		診断費: 一律7万円/戸 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
16			長屋又は共同住宅	2/3	上限60万円/棟	昭和36年5月3日以前に看工されたもの 地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。
			特定建築物	2/3	上限60万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 多数の者が利用する一定規模以上の建築物、町会集会施設
			沿道建築物	2/3	上限60万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 倒壊した場合に道路を閉塞する恐れがある建築物
	流山市	建築住宅課 04-7150-6088	戸建て住宅	2/3	上限5万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			尸娃(往七	2/3	上次5/リロ/ 广	2階建て以下の木造住宅
17			分譲マンション	予備診断費 2/3	上限10万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
					上限4万円/戸又は上限120万円のいずれか	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
				本診断 2/3	工版4万円/戸文は工版120万円のい9 れか 低い額	地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
	八千代市	建築指導課047-421-6774	戸建て住宅	2/3	上限6万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
18			分譲マンション	予備診断 2/3	上限3.4万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
				本診断 2/3		地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
			三冲大公中		低い額	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
19	我孫子市	建築住宅課 04-7185-1111	戸建て住宅	2/3		2階建て以下の木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			分譲マンション	予備診断 2/3	上限5.4万円/棟	地上階数が3以上であり、住宅戸数が6戸以上であること 延べ床面積が1,000㎡以上であること。
				本診断 2/3	上限2万円/戸又は100万円のいずれか低い 額	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション 区分所有者が現に居住する住宅の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であること。

				I	制度の	内容
No	市町村名	担当部署	対象建築物	補助率	補助限度額	備考
20	鴨川市	都市建設課 04-7093-7835	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
21	鎌ケ谷市	建築住宅課 047-445-1466	戸建て住宅	2/3	上限5万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
22	君津市	建築課	戸建て住宅	10/10	上限なし	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
	141111	0439-56-1158	長屋又は共同住宅	10/10	上限10万円/棟	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
23	富津市	都市政策課 0439-80-1306	戸建て住宅	105/110	定額10.5万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
		建築指導課 047-712-6553	戸建て住宅	9/10	上限12万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
	浦安市		分譲マンション	予備診断 2/3	上限10万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 地上階数が3以上であり、延べ床面積が1,000㎡以上であること。
				本診断 2/3	面積によってそれぞれ上限額有り	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である分譲マンション
0.4			分譲マンション(低層)	予備診断 2/3 本診断 2/3	上限10万円/棟 面積によってそれぞれ上限額有り	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 面積が1000㎡未満または階数が2以下であること
24			特定建築物	予備診断 2/3	上限10万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 延床面積の2分の1以上を医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項
				本診断 2/3	面積によってそれぞれ上限額有り	に規定する診療所として用いていること 医療施設のうち、延べ床面積が1,000平方メートル以上かつ地階を除く階数が3階以上、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であり、浦安市地域防災計画に定める救護所であること。
				予備診断 2/3	上限10万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
			石 坦廷宋初	本診断 2/3	面積によってそれぞれ上限額有り	倒壊した場合に道路を閉塞する恐れがある建築物
25	四街道市	建築課 043-421-6144	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
26	袖ケ浦市	都市整備課	戸建て住宅	①工事1/3 ②工事2/3	①上限40万円/戸 ②上限50万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅 ①耐震診断の結果、構造評点が 1.0未満 のものを1.0以上にするもの
		0438-62-3645		設計・工事監理1/2	上限10万円/戸	②高齢者等が行うもので、耐震診断の結果、構造評点が 1.0未満 のものを1.0以上にするもの、または、構造評点が 0.7未満 のものを0.3以上向上させ、少なくとも0.7以上にするもの
27	八街市	都市計画課 043-443-1430	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
		建築指導課 0476-33-4657	戸建て住宅	簡易診断 2/3	上限2万円/戸	※倒壊した場合に印西市地域防災計画で定める緊急輸送道路を閉塞する恐れがある建築物
28	印西市			一般診断 2/3	上限6.6万円/戸 (立地が沿道の場合、上限13.3万円/戸※) 上限13.3万円/棟	
			長屋又は共同住宅	2/3	(立地が沿道の場合、上限26.6万円/棟※)	※倒壊した場合に印西市地域防災計画で定める緊急輸送道路を閉塞する恐れがある建築物
			その他建築物	2/3	上限26.6万円/棟 (立地が沿道の場合、上限53.3万円/棟※)	※倒壊した場合に印西市地域防災計画で定める緊急輸送道路を閉塞する恐れがある建築物
20	白井市	建築宅地課 047-492-1111	戸建て住宅	2/3	上限7万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 3階建て以下の住宅
29			分譲マンション 長屋又は共同住宅	2/3	上限100万円/棟	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
30	富里市	都市計画課 0476-93-5148	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 3階建て以下の木造住宅
31	南房総市	建設課 0470-33-1101	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
32	匝瑳市	都市整備課 0479-73-0091	戸建て住宅	2/3	上限 8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
33	香取市	都市整備課 0478-50-1214 都市整備課	戸建て住宅	2/3	上限6万円/戸	2階建て以下の木造住宅 平成12年5月31日以前に着工されたもの
34	山武市	0475-80-1191	戸建て住宅	2/3	上限6万円/戸	2階建で以下の木造住宅
35	いすみ市	建設課 0470-62-1204	戸建て住宅	2/3	上限4万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
36	大網白里市	都市整備課 0475-70-0366	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
37	酒々井町	まちづくり課 043-496-1171	戸建て住宅	2/3	上限7万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
38	栄町	都市建設課 0476-33-7711	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
39	神崎町	まちづくり課 0478-72-2114 空港またづくい課	戸建て住宅	1/2	上限4万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
40	多古町	空港まちづくり課 0479-76-5408	戸建て住宅	1/2	上限4万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
41	東庄町	まちづくり課 0478-86-6074 まちづくり課	戸建て住宅	1/2	上限4万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
	九十九里町	0475-70-3156	戸建て住宅	2/3	上限4万円/戸	2階建て以下の木造住宅
43	芝山町	企画空港政策課 0479-77-3909	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
44	横芝光町	都市建設課 0479-84-1217	戸建て住宅	2/3	上限6万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
45	睦沢町	産業建設課 0475-44-2522	戸建て住宅	簡易診断 2/3 一般診断 2/3	上限2万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
		0 + /0 -44 -2022	長屋又は共同住宅	2/3	上限40万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの
46	長生村	まちづくり課 0475-32-2116	戸建て住宅	1/2	上限4万円	平成12年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
47	白子町	建設課 0475-33-2116	戸建て住宅	1/2	上限4万円	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
48	長柄町	建設環境課 0475-35-2114	戸建て住宅 長屋又は共同住宅	2/3	上限2万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
49	長南町	建設課 0475-46-3394	戸建て住宅	1/2	上限6万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
50	大多喜町	建設課 0470-82-2115	戸建て住宅	1/2	上限4万円/戸	昭和56年12月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
51	御宿町	建設水道課 0470-68-6693	戸建て住宅	2/3	上限3万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
52	鋸南町	建設水道課0470-55-2133	戸建て住宅	2/3	上限8万円/戸	昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2階建て以下の木造住宅
性中	建築物	And this this on many the late of	₹の促進に関する法律第14条に基	n-1++++ A		